

## 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会の一部改正について

現行	改正	改正理由
<p>(事業) 第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 交通信号施設工事技術の総合的研究</p> <p>(2) 交通信号施設工事の改善・向上に関する調査研究</p> <p>(3) 交通信号施設工事の合理化に関する調査研究</p> <p>(4) 交通信号施設工事の安全施工に関する調査研究</p> <p>(5) 前各号に掲げる調査研究成果の推進及び普及</p> <p>(6) 交通信号施設工事に関する技術、技能の研修</p> <p>(7) 交通信号施設工事に関する技能検定</p> <p>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業) 第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 交通信号施設の工事に関わる設計・施工及び保守技術の総合的研究</p> <p>(2) 交通信号施設の工事に関わる設計・施工及び保守の改善・向上・合理化に関する調査研究</p> <p>(3) 交通信号施設の工事に関わる安全な設計・施工及び保守に関する調査研究</p> <p>(4) 前各号に掲げる調査研究成果の推進及び普及</p> <p>(5) 交通信号施設の工事に関わる研修、講習会の主催・協賛・後援</p> <p>(6) 交通信号施設の工事に関わる設計・施工及び保守に関する技能検定並びに普及</p> <p>(7) 交通信号施設の工事に関わる図書の刊行</p> <p>(8) 災害等非常時に即応する活動</p> <p>(9) 現場作業員の技術向上のための訓練・競技会活動</p> <p>(10) 交通信号施設に関わる環境改善活動</p> <p>(11) 交通信号施設に関わる物品販売及び斡旋</p> <p>(12) 全信工ホームページ等を活用した広告募集</p> <p>(13) 交通信号に関わる人材紹介・派遣</p> <p>(14) 交通信号施設に関わる保険代理店及び会員の健康増進支援</p> <p>(15) 関係行政機関への協力及び提言</p> <p>(16) 関係団体への加入及び連携による業務改善活動</p> <p>(17) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>現行(1)、(2)、(3)に設計、保守を追加した。</p> <p>現行(3)を削除し(2)にとりまとめた。</p> <p>現行(4)を(3)とし設計、保守を追加した。</p> <p>現行(5)を(4)とした。</p> <p>現行(6)を(5)とし研修事業の明確化を図った。</p> <p>現行(7)を(6)としに設計、保守を追加した。</p> <p>現行(7)以降に10事業を追加した。</p>

現行	改正(案)	改正理由
<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事長(理事長が欠席した場合は、出席したすべての理事)及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p>	<p>事務合理化</p>